

第5回「②労働組合 B：組合と組合員」

2024.04.24. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

1.内容：〈論点〉労働者と同様の働き方をしている事業主の作った組織であっても、労働者性の要件を満たして労働組合法上の労働組合と認められるか否か

〈法〉法的効果(民事免責・刑事免責・不利益取扱禁止)、要件(労働者・自主・目的・団体性)、判例(労基研報告と同様)

〈諸説〉人的従属で判断、経済的従属を重視、従属的地位で判断

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

①事業組織の組入れ、契約内容の一方的・定型的決定、報酬の労務対価性、業務の依頼に必ず関係、広い意味での指揮監督下の労務提供と一定の時間的場所的拘束、顕著な事業者性

②フランチャイズ契約という契約形式から加盟者一般を独立した小売業者であることを出発点

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①西谷教授は、憲法28条が積極的団結権とともに何を保障していると述べているか。7文字で答えよ

②盛教授は、憲法28条が、何の形成を予定していると述べているか。12文字で答えよ

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*ユニオン・ショップ

1)法的根拠：憲法28条、労働組合法上の明文規定はない cf.労組法7条(←Wikipedia)

2)関連判例：a)合憲性 大浜炭鉱事件・ 最二小判・昭和24.4.23

b)他組合の組合員への効力 三井倉庫港運事件・ 最一小判・平成1.12.14 (脱退)

日本鋼管事件・ 最一小判・平成1.12.21 (除名)

c)脱退しない契約 東芝労組小向支部事件・最二小判・平成19.2.2

[参考文献] 西谷敏『労働法における個人と集団』(1992年、有斐閣)

浜田富士郎「労働組合内部問題法の基礎理論的考察」『労働組合法の理論課題』(1980年)

[課題提出者数] 4/17 4/18 4/24 4/25 5/01 5/02 5/08 5/09 5/15 5/16 5/22 5/23

4回以上 23 27

3回生 74 78

合計 97 105

[自己点検]

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解

3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ③組合活動 A：便宜供与」

講義テーマ：労働組合は組合事務所を自由に使えるのだろうか

教科書の該当部分：第3章「労働組合」「IV 組合活動」「5 便宜供与」直接に関連はp.79-p.80

Reading Assignment：豊川義明「最高裁に問われるもの」労働法律旬報1857号(2016年)34頁